

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2018 年 10 月）傍聴

日 時： 2018 年 10 月 24 日（水）、25 日（木）

場 所： ロンドン IASB 本部

出 張 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 島田 謡子

IASB 会議（2018 年 10 月）傍聴報告

日時：2018 年 10 月 24 日（水）、25 日（木）

スケジュール：別紙を参照

場所：ロンドン IASB 本部

2018 年 10 月 24 日と 10 月 25 日に、英国ロンドンの IFRS 財団事務所にて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。10 月の IASB ボード会議では、以下の論点が議論された。

- 基本財務諸表
- IFRS 基準の適用（繰延税金：資産及び負債の税務基準額（IAS 第 12 号「法人所得税」））
- 経営者による説明
- IFRS 基準に関する趣意書の更新
- 開示に関する取組み：会計方針
- 保険契約
- 料金規制対象活動
- のれん及び減損

【10 月 24 日（水）】

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

（背景）

IASB は、基本財務諸表に関して、財務業績計算書の構成、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書の変更の必要性を検討し、ディスカッション・ペーパー又は公開草案を公表するためのリサーチ・プロジェクトを進めている。

これまで、IASB は、以下の 3 つの小計を新たに財務業績計算書に表示することを要求する旨を暫定決定している。

- (1) 財務収益/費用及び法人所得税前利益
- (2) 投資収益/費用、財務収益/費用及び法人所得税前利益
- (3) 連結企業から生じる事業利益

（今回の会議で議論された主な論点）

財務業績計算書に関して提案されている新しい 3 つの小計の表記（名称）について議論が行われた。

（主な暫定決定事項）

IASB は、次の内容について暫定的に決定した。

- (1) 3 つの小計のうちの 1 つを「営業損益」として表記し、IFRS 基準により定められたものとする。
- (2) これまで「連結企業から生じる事業利益」としていた小計を「営業損益」として表記する。
- (3) これまで「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前利益」としていた小計を「営業損益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分」として表記する。
- (4) これまで「財務収益／費用及び法人所得税前利益」としていた小計を、「財務及び法人所得税前利益」として表記する。

また、IASB は、財務業績の計算書における小計は、当該小計が表現するものを忠実に表現すべきであることに留意した。したがって、審議会は、場合によっては改訂後の基準における例示の使用を通じて、下記のことを明確化することを暫定的に決定した。

- (1) 「利息及び税金前利益」(EBIT) という名称は、上記(4)で言及した小計の忠実な表現とはならない。
- (2) 「利息及び税金前利益」という名称を付した経営者業績指標は、当該経営者業績指標に含まれるものを忠実に表現しなければならない。

（今後の予定）

IASB は今後の IASB ボード会議において、本プロジェクトの範囲に含まれるトピックの議論を継続する予定である。

**IFRS 基準の適用（繰延税金：資産及び負債の税務基準額（IAS 第 12 号「法人所得税」）
（アジェンダ・ペーパー12）**

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、IAS 第 12 号「法人所得税」の狭い範囲の修正を提案するという委員会の提言について議論した。この修正案は、企業がリースや廃棄債務などの取引において資産と負債の両方を認識することによって会計処理する場合の、繰延税金の認識に関するものである。

（主な暫定決定事項）

IAS 第 12 号の第 15 項及び第 24 項における当初認識の免除を狭めて、将来加算一時差異と将来減算一時差異の両方を生じさせる取引には、当該一時差異について認識される金額が同じである範囲で当初認識の免除が適用されないように IAS 第 12 号の狭い範

囲の修正を提案する。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議で経過措置及びデュー・プロセスについて議論する予定である。

経営者による説明（口頭でのアップデート）

（今回の会議で議論された主な論点）

このプロジェクト及び 2018 年 9 月に開催された諮問グループからの主要なメッセージについてアップデートがなされた。IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、11 月のボード会議で、本プロジェクトの目的についての議論を開始する予定である。

IFRS 基準に関する趣意書の更新（アジェンダ・ペーパー28）

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、「IFRS 基準に関する趣意書」（趣意書）の更新について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、次の内容について暫定的に決定した。

- (1) 現在では IFRS 基準のほか、IFRS 財団の「定款」又は「デュー・プロセス・ハンドブック」によりカバーされている情報を削除する。
- (2) 「趣意書」の修正は公開の協議を要しない旨

（今後のステップ）

改訂後の「趣意書」は、2018 年 12 月半ばに刊行予定の「Required IFRS Standards 2019」に始まって、基準のすべての合冊版（bound volume）に掲載されることになる。「趣意書」の改訂案は、その時まで審議会のウェブサイトで維持される。

開示に関する取組み：会計方針（アジェンダ・ペーパー11）

（背景）

IASB は、2017 年 3 月にディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み－開示原則」を公表し、財務諸表における開示の有効性を向上させる方法について継続的に審議を行っている。

会計方針の開示

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」において、重要（significant）な会計方針の開示が求められている。これに対してどの会計方針が重要（significant）であるのか、したがって、どの会計方針を開示すべきかについて明確ではないとの懸念が寄せられていた。また、ディスカッション・ペーパーに対して、多くの回答者から、現行の会計方針の開示は有用でない場合が多く、改善の余地があるとの意見が寄せられていた。

2018 年 7 月の IASB 会議において、企業がどの会計方針を開示すべきかの決定に役立つよう、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」における 4 段階の重要性プロセスの適用について説明するためのガイダンス及び設例を開発することが暫定的に決定された。さらに、当該ガイダンス及び設例を開発する際に、IAS 第 1 号における会計方針の開示の要求事項の修正の必要性について検討がなされる予定であるとされていた。

的を絞った基準レベルでの開示のレビュー

IASB は、これまでの審議において、開示要求についての的を絞った基準レベルの見直しを行うこととしている。IASB は、IASB 自身が開示目的及び開示要求の開発及び文案作成に使用するためのガイダンスを開発し、当該ガイダンスを IAS 第 19 号「従業員給付」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」に適用して、ガイダンスをテストするとともに、テストを通じて基準に修正が必要と認められた場合には、公開草案を公表してフィードバックを求めることを暫定的に決定した。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の会議では、会計方針の開示への、IFRS 実務記述書第 2 号における 4 段階の重要性プロセスの適用に関するガイダンス及び設例について議論が行われた。

また、的を絞った基準レベルの開示のレビューの進捗状況についてスタッフから口頭でのアップデートが行われたが、IASB は何も決定は求められなかった。

（主な暫定決定事項）

会計方針の開示への、IFRS 実務記述書第 2 号における 4 段階の重要性プロセスの適用に関するガイダンス及び設例について次の暫定決定が行われた。

- (1) 重要性のある取引、他の事象又は状況に関連した会計方針のすべてがそれ自体に重要性があるというわけではない旨を明確化する。
- (2) 重要性のある取引、他の事象又は状況に適用する会計方針がそれ自体に重要性があるかどうかを企業が判断する助けとするためのガイダンス及び設例の開発を継続する。

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

（背景）

IASB は、IFRS 第 17 号「保険契約」（以下、「IFRS 第 17 号」という。）の導入を支援するための作業（IFRS 第 17 号に関する移行リソース・グループの会議を含む。）を行っている。

導入支援の活動を通じて、IASB は、IFRS 第 17 号の適用上の課題を識別している。2018 年 6 月の IASB 会議では、次回の IFRS の年次改善の公表において、直接連動有配当保険契約についてのカバー期間の定義の明確化（直接連動有配当保険契約において、企業が投資関連サービスを提供する期間がカバー期間に含まれることを明確化する。）を提案することが暫定決定された。

（今回の会議で議論された主な論点）

IFRS 第 17 号の導入を支援するための作業（2018 年 9 月 26 日から 27 日に開催された IFRS 第 17 号「保険契約」に関する移行リソース・グループ（TRG）の会議を含む）に関するアップデートがなされるとともに、IFRS 第 17 号の考え得る修正を評価するための判断基準について検討が行われた。

また、IFRS 第 17 号に寄せられた懸念及び適用上の課題について議論されたが、IASB は何も決定を求められなかった。

（主な暫定決定事項）

IASB は、今後の会議において、移行リソース・グループや他の関係者が議論した懸念及び適用上の課題（IFRS 第 17 号のコストと便益に関するものを含む。）のうち、IFRS 第 17 号の要求事項を修正すべきものがあるかどうかを検討する予定である。

IASB は、IFRS 第 17 号に対して何らかの修正を提案する際に、修正の必要性を説明するとともに、下記の要件を満たしていることを示す必要があることを暫定的に決定した。

- (1) IFRS 第 17 号の修正により、修正前と比較して、有用な情報の大幅な喪失が生じないようにすること。すなわち、修正により、下記の状況が生じないようにすること
 - ① IFRS 第 17 号を適用する企業の財務諸表における情報の目的適合性及び忠実な表現を低下させること
 - ② IFRS 基準（IFRS 第 17 号の基準内を含む。）における比較可能性の低下や内部的な不整合を生じさせること
 - ③ 財務諸表利用者にとっての複雑性を増大させ、それにより理解可能性を低下させること
- (2) 修正により、すでに進行中の導入作業が混乱したり、IFRS 第 17 号（既存の広範囲の保険会計実務における多くの欠陥に対処するために必要とされている。）の発効日を不当に遅延させるリスクが生じたりしないこと

（今後の予定）

今後の会議において、次の検討が行われる予定である。

- (1) IFRS 第 17 号に寄せられた懸念及び適用上の課題に関して、IFRS 第 17 号の要求事項を修正する必要があるかどうか、
- (2) IFRS 第 17 号の発効日への影響

【10 月 25 日（木）】

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

（今回の会議で議論された主な論点）

開示目的及び定義された料金規制から生じる時点差異に関する要求事項についての 2018 年 10 月の会計基準アドバイザー・フォーラムについてのアップデートがなされた。また、IASB スタッフから、開発中の定義された料金規制会計モデルの他の側面について IASB と議論する計画が示された。IASB は何も決定を求められなかった。

（今後のステップ）

今後の会議で、引き続き、表示及び開示に関する議論が行われる予定である。

のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

（背景）

IASB は、2015 年 9 月以降、継続して本議題について議論している。

2018 年 7 月の IASB ボード会議において、主に次の暫定決定がなされた。

- (1) 企業結合が適切な投資意思決定であったのかどうか、また、取得した事業の取得後の業績が取得時に期待されたとおりののかどうかを投資者がより有効に評価できるようにするために、開示を改善する方法を検討する。
- (2) 取得したのれんの帳簿価額が回収可能かどうかの評価に焦点を当てるように減損テストのモデルを変更するという目的は追求せず、IAS 第 36 号における減損テストの既存のモデルを維持する。
- (3) のれんの会計処理の簡素化という目的を追求する際に、次の検討を行う。
 - ① 当初認識時にのれんの即時償却を行うよう企業に要求することは検討しない。
 - ② のれんの償却を再導入するかどうかを検討する。
 - ③ のれんの強制的な年次の定量的減損テストの免除の可能性を追求する。

また、2018 年 7 月の IASB ボード会議において、次のステップとして、ディスカッション・ペーパーを公表することも暫定決定された。ただし、この決定は、例えば、使用

価値の計算の的を絞った改善に関する公開草案を公表することを妨げるものではないものとされた。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の会議では、次の論点について議論が行われた。

- (1) 実施すべき追加的な作業
- (2) 企業結合、のれん及び減損に関するより適切な開示の識別
- (3) ディスカッション・ペーパーの概要

このうち、(1)については、ディスカッション・ペーパーの文案作成の前に実施すべき追加的な作業とその作業の時期について議論が行われたが、IASB は何も決定を行わなかった。

また、(3)について、IASB メンバーからスタッフが考慮すべき点についてコメントが寄せられた。

（主な暫定決定事項）

今回の会議で議論された主な論点のうち、(2)の「企業結合、のれん及び減損に関する、より適切な開示の識別」について、IASB は、IFRS 第 3 号「企業結合」及び IAS 第 36 号「資産の減損」におけるすべての開示要求の包括的な見直しを行うべきではないと暫定的に決定した。

（今後の予定）

11 月及び 12 月の IASB の諮問グループからのフィードバックについて、今後の会議で報告がなされる予定である。

以 上

別紙 1 スケジュール

10 月 24 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:15-11:00	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（予定 75 分→50 分）
11:00-12:15	IFRS 基準の適用（繰延税金：資産及び負債の税務基準額（IAS 第 12 号「法人所得税」））（アジェンダ・ペーパー12）（予定 75 分→32 分）
12:15-12:45	経営者による説明（口頭でのアップデート）（予定 30 分→20 分）
12:45-13:30	昼食
13:30-14:00	IFRS 基準に関する趣意書の更新（アジェンダ・ペーパー28）（予定 30 分→10 分）
14:00-15:00	開示に関する取組み：会計方針（アジェンダ・ペーパー11）（予定 60 分→60 分）
15:00-15:15	休憩
15:15-17:45	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）（予定 90 分→50 分）

10 月 25 日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:00-9:15	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）（予定 15 分→5 分）
9:15-11:15	のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）（予定 120 分→90 分）

以 上